八王子市障害者認定短期入所事業実施要綱（案）

平成 17 年 10 月 1 日施行

改正　　平成 18 年 4 月 1 日　　平成 25 年 4 月 1 日

平成 18 年 10 月 1 日　　平成 31 年 3 月 1 日

平成 19 年 10 月 1 日　　令和 3 年（2021 年）4 月 1 日

平成 20 年 7 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条　この要綱は、在宅の心身障害者（心身障害児を含む。以下同じ。）を介護している者（以下「保護者」という。）が、疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、本要綱第 12 条に定める認定短期入所施設において心身障害者を一時的に保護（宿泊利用に限る。）することにより、心身障害者とその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業内容）

第 2 条　八王子市障害者認定短期入所事業（以下「認定短期入所事業」という。）は、本要綱で定める施設への短期間の入所を必要とする心身障害者につき、当該施設に短期間の入所をさせ、介護人（事業主と直接雇用契約を結んでいる者であって、認定短期入所施設において、専ら利用者の介助、見守り等を行う者）より入浴、排せつ又は食事等その他必要な介護を受けることをいう。

（利用対象者）

第 3 条　認定短期入所事業の利用対象者は、原則市内に居住する 65 歳未満の者のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により給付を受けている者を除くものとする。

(1)　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第五号により身体障害者手帳 1 級又は 2 級と判断されている者

(2)　東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者

（利用要件）

第 4 条　認定短期入所事業は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合において利用することができる。

（1）　保護者又は家族の病気、出産又は事故等により一時的に介護がなされなくなるとき

（2）　近親者の冠婚葬祭等により短期入所が必要と認められるとき

（3）　保護者の休息のため短期入所が必要と認められるとき

（4）　その他市長が特に必要と認めたとき

（利用申請）
第５条　認定短期入所事業を利用するときは、利用対象者又は保護者（以下「利用者等」という。）が八王子市障害者地域生活支援事業等利用申請書（第１号様式）により、市長に申請するものとする。
（利用決定）
第６条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、認定短期入所事業利用の可否決定を行い、利用を決定した（以下「支給決定」という。）ときは、地域生活支援事業等サービス利用決定通知書（第２号様式）により利用者等に通知するとともに、地域生活支援事業等受給者証（以下「受給者証」という。）（第３号様式）を交付する。
（利用手続）
第７条　利用者等は、受給者証を認定短期入所施設に提示して、支給決定を受けている支給量の範囲内で、認定短期入所事業の利用に関する契約を締結するものとする。
（利用者負担）
第８条　利用者等は、認定短期入所事業を利用した都度、別表第 1 に定められた利用者負担割合から算出した利用者負担額を認定短期入所施設に支払うものとする。
（利用日数）
第９条　認定短期入所施設の利用は、宿泊を伴う利用に限るものとし、利用日数は月５日以内とし１日を単位とする。
（併用の禁止）
第 10 条　同じ月内において、認定短期入所事業と八王子市在宅心身障害者緊急一時保護事業運営要綱（昭和 51 年 10 月１日施行）に定める緊急一時保護の利用はできないものとする。
２　利用者が、認定短期入所事業の利用を辞退し、緊急一時保護を利用する場合は、利用者等は八王子市障害者認定短期入所事業利用辞退届（第４号様式）を市長に提出することとする。
（利用辞退）
第 11 条　認定短期入所事業の利用を辞退するときは、利用者等は市長に申し出ることとする。
（認定短期入所施設）
第 12 条　認定短期入所施設は、市長が指定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第５条第８項に規定する短期入所（以下「短期入所事業」という。）に該当する施設以外のうち、本要綱に定める要件を満たすものとして、市長が審査を行い、適当と認め、協定を結んだ施設をいう。
（施設の設置主体）
第 13 条　認定短期入所施設の設置主体は、社会福祉法人及びＮＰＯ法人等その他法人格を

有するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
（設置者の要件）
第 14 条　認定短期入所施設を運営する設置者の要件は、次に掲げるとおりとする。
（１）　認定短期入所施設を経営するために必要な経済的基盤があること。
（２）　認定短期入所事業を健全かつ円滑に実行できること。
（３）　認定短期入所事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがないこと。
（施設の構造及び設備）
第 15 条　認定短期入所施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定めるところによるもののほか、採光、換気等利用者の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、次の各号の基準による設備を有していなければならない。
ただし、グループホーム等その他施設に併設して、認定短期入所事業を実施する場合は、次の第１号のアの基準が専用であるものとする。
（１）　　基準設備・面積等
ア　居室
押入れ等の物入れ面積を除き１人当たり 3.3 ㎡以上あること。（介護人等付き添い者が寝食を共にする場合は、介護人等も１人当たり面積に換算する。）
イ　食堂
専用の食堂があることが望ましいが、他の用途室との兼用も可とする。ただし、兼用の場合、社会通念上食堂とするにふさわしくない用途室との兼用は認められない。
ウ　調理室
認定短期入所施設で調理した食事を提供することを原則とし、調理に必要な設備を備え、衛生上の配慮がなされていること。
ただし、やむを得ない場合、調理を適切な者に委託することも可とする。
エ　浴室、便所
利用者が利用する上で支障のない設備を備えること。
オ　その他
デイルームなど利用者が自由に利用できる部屋を備えることが望ましい。
ただし、食堂等との併用も可とし、やむを得ない場合設置しないこともできる。
（２）　認定短期入所施設を２階以上の階層に設ける場合は、次の全てに適合し、それ以外の場合は、ウ、エに適合すること。
ア　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。
イ　屋内階段のほか、利用者の避難に適した避難路もしくはこれに準ずる設備または屋外階段が設けられていること。
ウ　消火器等の消化設備を備えること。
エ　カーテン等は防炎または難燃性の高い製品を用いること。
（施設職員の配置基準）

第 16 条　施設職員の配置基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、施設の責任者（以下「施設長」という。）は介護人と兼務できるものとする。
（１）　施設長は、次のいずれかの要件を満たす者とする。
ア　短期入所事業に 3 年以上の経験を有する者
イ　身体障害者福祉法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設、又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する施設において、 3 年以上（各法による施設を合わせて 3 年以上を含む。）の勤務経験を有する者
ウ　居宅介護従業者等養成研修課程、または介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に定める訪問介護員養成研修課程修了者
エ　本要綱が制定される以前において、認定短期入所事業と同等の事業と市が認める事業に 3 年以上の経験を有する者
オ　介護福祉士、社会福祉士、看護師、児童福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の資格を有する者。
カ　その他、市長が適当であると認めた者
（２）　介護人は、本要綱が制定される以前において、認定短期入所事業と同等の事業と市が認める事業に 1 年以上の経験を有する者あるいは、居宅介護従業者等養成研修課程修了者又は介護保険法施行令に定める訪問介護員養成研修課程修了者が望ましい。また、利用者の介護を適切に行える人数を配置するものとする。
（３）　職員のうち、 1 人以上は常勤の雇用者とする。
（４）　職員は、認定短期入所施設以外の業務を兼務することができる。
（施設の定員）
第 17 条　認定短期入所施設の定員は、 1 人以上で、かつ 1 人当たりの基準面積を確保できる人数までとし、 1 室当たり 4 人を上限とする。
（認定短期入所施設の認定申請）
第 18 条　認定短期入所事業を行うものは、八王子市障害者認定短期入所事業所認定申請書（第 5 号様式）により申請するものとする。
（認定・協定）
第 19 条　市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、審査を行い、本要綱に定める要件を満たすものとして適当と認めた場合、その者と協定（第 6 号様式）を取り交わすものとする。
（変更・廃止の届出）
第 20 条　認定短期入所施設は、次のいずれかに該当するときは、速やかに八王子市障害者認定短期入所事業所（変更・廃止）届（第 7 号様式）により市長に届け出なければならない。
（１）代表者の氏名、所在地等申請書の記載内容に変更があったとき
（２）認定短期入所事業を廃止するとき

（遵守事項）
第 21 条　認定短期入所施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、介護人の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　認定短期入所施設は、介護人の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
３　認定短期入所施設は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者等に対して事前の説明を行わなければならない。
４　認定短期入所施設は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
５　認定短期入所施設は、介護人、会計、利用者へのサービス提供等に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。
６　認定短期入所施設及びその介護人は、業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
７　利用者等から実費負担として徴収できるのは、食費、光熱水費及び利用者の利用期間中の日中生活を賄うために必要な経費の実費相当額とし、社会通念上許容される範囲内とする。
（請求）
第 22 条　認定短期入所施設は、別表第 2 に定める報酬額から第 8 条の規定により徴収した利用者負担額を差し引いた額を、原則としてサービスを提供した月の翌月 10 日までに、八王子市障害者認定短期入所事業給付費請求書（第 8 号様式）に八王子市障害者認定短期入所事業報告書（第 9 号様式）を添えて市へ請求するものとする。
（認定短期入所事業所認定の取消し等）
第 23 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業所の認定を停止又は取消すことができる。
（１）　認定短期入所施設が、第 14 条から第 16 条に定める認定短期入所事業の要件及び設備、配置基準に従って適正な認定短期入所事業の運営をすることできなくなったとき。
（２）　第 21 条に定める事項に違反したと認められるとき。
（３）　前各号に掲げる場合のほか、認定短期入所施設が、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

２　市長は、前項の規定により事業所の認定を停止又は取消すときは、八王子市障害者認定短期入所事業所認定停止・取消通知書（第 10 号様式）により当該事業所に通知するものとする。
（委任）
第 24 条　この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
附　則
この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。なお、平成 18 年 9 月 30 日までの利用にかかわるものについては従前の例による。
附　則
１　この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。
２　第 13 条第 2 項の別表 1 の市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を 5 %とする規定については、平成 21 年 3 月 3 1 日限り効力を失う。
附　則
1　この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。
2　別表第 1 の利用者負担割合を決定する世帯は、18 歳以上については、本人及び配偶者とし、18 歳未満については世帯員の市民税所得割額の合計額とする。
附　則
1　この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。
2　第 13 条第 2 項の別表第 1、市町村民税非課税世帯の利用者負担割合を 5%とする規定については、平成 22 年 3 月 31 日限り効力を失う。
附　則
1　この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。
附　則
1　この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。
附　則
1　この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日適用する。
附　則
1　この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から適用する。
別表第 1

区分	市町村民税の課税状況	利用者負担割合
1	市町村民税世帯非課税者又は被保護者等	0%
2	利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。）について、利用の決定のあった月の属する年度（利用の決定のあった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満（当該心身障害者が18歳未満の場合にあっては、28万円未満）であるもの	5%
3	上位以外の者	10%

備　考

１　市町村民税世帯非課税者又は被保護者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）第 17 条第４号中「支給決定障害者等」とあるのを「利用者」と、「支給決定障害者等（法第 19 条第１項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（20 歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20 歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)」とあるのを「利用者が 18 歳以上の場合」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのを「利用の決定」と読み替えたときに、同号に掲げる区分に該当する者をいう。

２　所得割の額とあるのは、政令第 17 条第２号イに規定する所得割の額をいう。

３　前項の所得割の額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 26 条の３を準用する。この場合において、これらの規定中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が 18 歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。)」と読み替えるものとする。

別表第２

報酬額	
１日当たり	8,680円